

令和6年4月25日 川崎市立南菅小学校 保健室 No. 2

|4月のほけんもくひょう ●じぶんのからだをしろう| ♪保護者の方も一緒にお読みください♪

26 にちから、がっこういさんがいらっしゃるけんこうしんだんがはじまります。ないか、じびか、がんか、しか のけんこうしんだんのうけかたをかくにんしましょう。

たくさんのひとがほけんしつにくるので、けんこうしんだんのまえとあとには、かならずてをあらいましょう。

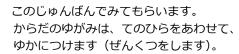
ないかけんしん

ひふ・せなか・むね・てあしのほねなどのじょうたいをみ ます。しんぞう・はいのおとをききます。おいしゃさんがち ょうしんきでとてもちいさなおとをきくので、しずかにまち ましょう。

【ないかけんしんのうけかた】

- ①ひとつまえのばんになったら、ついたてのあいだに はい って、したぎ・たいいくぎをぬいでまちます。 せぼねがしっかりみえるように、かみのながいひとはむす んでおきましょう。
- ②じゅんばんがきたら、じぶんのなまえをいいます。

め → のど(おおきくくちをあける) → むね → せなか → からだのゆがみ





③ふくをきてから、しずかにほけんしつをでます。

じびかけんしん

みみ・はな・のどにびょうきがないかをしらべます。まえの ひにみみそうじをしておきましょう。

【じびかけんしんのうけかた】 ①じぶんのなまえをいいます。

②みぎみみ → ひだりみみ → はな → のど (くちをあける)



このじゅんばんでみてもらいます。かみのながいひとは、 むすぶか、みみにしっかりかけておきましょう。

がんかけんしん

めやめのまわり、まつげ、まぶた、けつまく、かくまくなどに びょうきがないかをしらべます。

【がんかけんしんのうけかた】 ①じぶんのなまえをいいます。

2りょうめのしたのまぶたをさげて おいしゃさんにみせます(くちを あけずにアカンベーをします)。



めかみななむ

はとくちのけんこうじょうたいをかくにんします。むしば やしにくえん、かみあわせなどをしらべます。はみがきをし っかりしてきましょう。5・6年生は給食の後、ぶくぶくう がいをしましょう。

おいしゃさんのこえがきろくのせんせいにきこえるよう、 しずかにまちましょう。

【しかけんしんのうけかた】

- ①じぶんのなまえをいいます。
- ②くちをおおきくあけて、 けんしんをうけます。



③くちのなかのじょうたいがあまりよくないひとは、 えいせいしさんにアドバイスをもらってから、きょうしつ にもどります。

保護者の方へのお知らせ 1

内科検診時のプライバシーについて

診察は、児童の身体が周囲から見えないよう、個別の診察ス ペースで、養護教諭等の教職員が立会って実施しています。検 査・診察時の服装については、児童のプライバシーや心情に配 慮しながら行いますが、正確な検査・診察を行うため、南菅小 では上衣を脱衣して行っています。

① 脊柱の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、脊柱の捻れやわん曲などの脊柱の疾 病及び異常の有無を確認します。正確な判断を行うため、視診し、必 要に応じて、背中や腰を触診する場合があります。

② 胸郭の疾病及び異常の有無

保健調査票等の情報を参考に、胸部の陥没や突出等の変形などの胸 部の疾病及び異常の有無を確認します。正確な判断を行うため、視診 し、必要に応じて、前胸部等を触診する場合があります。

③ 皮膚疾患の有無

伝染性軟属腫(みずいぼ)や伝染性膿痂疹(とびひ)、アトピー性 皮膚炎などの皮膚疾患の有無を確認します。皮膚の状態を視診し、必 要に応じて、触診する場合があります。なお、特に外傷の疑いがある 場合などは、臀部や腹部を視診する場合があります。

④ 心臓の疾病及び異常の有無

心臓の疾病及び異常の有無を確認します。下着等の上からでは心臓の 音が聞こえづらいため、肌に聴診器を当て聴診します。

保護者の方へのお知らせ2

健康診断結果のお知らせについて

健康診断の結果、疾病またはその疑いがあるお子さんにオレンジ色の「結果のお知らせ」をお渡しします (歯科検診については異常なしの場合もお渡しします)。

「結果のお知らせ」をもらったら、なるべく早めに専門医を受診してください。受診が終わりましたら 「結果のお知らせ」に受診結果を記入していただき、学校に提出してください。受診率の統計に使用しま すので、提出のご協力をお願いします。

学校における健康診断は、疾病の疑いのある児童の早期発見を目的としています。専門医を受診した結果「異常なし」と診断されることもあります。ご了承ください。

色覚検査について

希望者のみの検査となります。希望される方は連絡帳等でお知らせください。

学校感染症について

学校は集団生活の場で、感染が広がりやすく、次のような感染症にかかった場合は出席停止となり欠席 扱いにはなりません。ゆっくり休養して、医療機関で登校許可書をいただいてから登校してください。

※新型コロナウイルス感染症については登校許可書の提出の必要はありません。また、インフルエンザについては当面の間「インフルエンザ療養報告書(4/23付おたより)」やそれに準ずる形でお知らせください。学校ホームページにも「インフルエンザ療養報告書」の書式を掲載し、ダウンロードしてお使いいただけるようにする予定です。

主な学校感染症

- ・インフルエンザ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・水痘(水ぼうそう)
- ・麻疹(はしか)・風疹・百日咳
- ・流行性角結膜炎(はやり目) ・咽頭結膜熱(プール熱)…左記は「アデノウイルス感染症」
- ・溶連菌感染症 ・新型コロナウイルス感染症 など

学校災害共済制度(日本スポーツ振興センター)について

学校の管理下においてケガをして、医療機関等で治療を受けた場合、スポーツ振興センターより医療費が給付されます。初診から治癒までの総医療点数が 500 点以上の場合に対象となります。ただし、交通事故など他から損害賠償を受ける場合や、大学病院等の特定療養費、保険診療以外の治療や治療器具、文書量などは対象外です。

共済掛金は年額935円ですが、このうち川崎市が475円を負担しますので、保護者負担はお子さん 一人につき460円です。6月の学校徴収金で徴収させていただきます。よろしくお願いいたします。

※小児医療費助成制度など各種助成を受けている場合は、自己負担額+お見舞金(保険診療の1割相当) が支給されます。